

川本総第 145-1 号
令和 5 年 8 月 25 日

川根本町議会議長 杉山 宏充 様

川根本町長 藺田 靖邦

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度に係る健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	0.7 (25.0)	— (350.0)

注) () は本町の早期健全化基準

川本総第 145-1 号
令和 5 年 8 月 25 日

川根本町議会議長 杉山 宏充 様

川根本町長 藺田 靖邦

資 金 不 足 比 率 報 告 書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度に係る資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
簡易水道事業特別会計	0.0	
訪問看護事業特別会計	0.0	